

相続を争続にしないため

相続税の
試算

遺産の
分割方法

相続税の
節税対策

遺言
作成

不動産の
売却・有効活用

生前贈与

このようなお悩みはぜひご相談ください。

相続について今ご家族で考えてみませんか？

相続に関するお悩みについての個別相談会を積水ハウス株様のご協力をいただき開催いたします。

相続のスペシャリスト

税理士・司法書士による個別相談会



相続サロン

無料

事前
予約制

とき 10月29日(土) 10:00
16:00

ところ JAうま中曾根ローンセンター
四国中央市中曾根町1596-2

トピックス

ご存知ですか？不動産の相続登記の申請が
令和6年4月1日から義務化されます。

正当な理由なく3年以内に登記をしなければ10万円以下の過料が課されることとなります。

ご来場の際には固定資産税の納税通知書をお持ちください。

講師



税理士 合田 英昭氏

JBAグループ四国支社長
税理士／不動産鑑定士／MRICS

講師



司法書士 進藤 裕介氏

司法書士法人やまびこ
相続事業継承コンサルタント

※講師は変更となる場合があります。



「相続税と贈与税」 「いまから帳」
セットでプレゼント!!

書店では
買えない



未来
のあなたと
家族のため
いまから始める
エンディングノート

- 会場では新型コロナウイルス感染予防対策を行っております。
- ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。
- 定員に達し次第、ご予約を打ち切らせていただきます。なお、ご相談時間はお一人様につき45分までとさせていただきます。

〈ご予約・お問い合わせ先〉

JAうま 資産保全サポート
共催 積水ハウス株式会社
SEKISUI HOUSE

直通電話 0896-24-3827

(担当:篠原)

裏面もご覧ください

個人情報の取扱いおよび
守秘義務の順守

お預かりします個人情報はJAうまと積水ハウス(株)、JBA税理士法人グループ、司法書士法人やまびこより
相談・提案等に利用させていただく場合があります。取得した個人情報は適切に管理し、上記目的以外には利用しません。
本相談会における相談内容等につきましては、相談者の許可なく口外することは一切いたしません。